

県北広域振興局長告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）の定款の変更を認可した。

平成29年5月23日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋